仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7　その他（10職種22作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印　刷	オフセット印刷作業
製　本	製本作業

プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗　装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶　接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	パッド印刷作業

近畿地方整備局公示

紀の川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第三項の規定に基づき、次のように水域を指定する。ただし、この指定は、平成二十六年四月十一日から適用する。

平成二十六年四月一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

水系名	河川名	番号	水域		
紀の川	紀の川	十二	左岸	和歌山県和歌山市有本字大縄場七百八十一番地先の標柱一号	から
			右岸	同市六十谷字野上九十八番二地先の標柱二号	
			左岸	和歌山県和歌山市有本字唐櫛四百六十四番第一地先の標柱四号	まで
			右岸	同市園部字上中砂千三百十九番三地先の標柱三号	

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成26年４月１日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	鳥取市本高字白木523番２から鳥取市嶋四反田67番５まで
一般国道９号	鳥取県岩美郡岩美町大字河崎字溝下267番２から鳥取市福部町湯山字稲葉674番１まで
一般国道２号	広島市安芸区瀬野南町字一井木山二四〇番二から広島市安芸区中野東町字長迫六〇二二番一まで
一般国道２号	広島市中区光南三丁目八九三番二から広島市西区観音新町四丁目二八七四番一三八まで
一般国道54号	広島市安佐北区三入二丁目四六七番一から広島市安佐北区大林町字浜ヶ谷九〇六番一まで

2　指定する期日　平成26年４月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成26年４月１日

中国地方整備局長　栗田　　悟

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道９号	鳥取市本高字白木523番２から鳥取市嶋四反田67番５まで
一般国道９号	鳥取県岩美郡岩美町大字河崎字溝下267番２から鳥取市福部町湯山字稲葉674番１まで
一般国道２号	広島市安芸区瀬野南町字一井木山二四〇番二から広島市安芸区中野東町字長迫六〇二二番一まで
一般国道２号	広島市中区光南三丁目八九三番二から広島市西区観音新町四丁目二八七四番一三八まで
一般国道54号	広島市安佐北区三入二丁目四六七番一から広島市安佐北区大林町字浜ヶ谷九〇六番一まで

2　指定する期日　平成26年４月１日

太田川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の４第１項第２号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、平成26年４月11日から施行する。

平成26年４月１日

中国地方整備局長　栗田　　悟

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
太田川水系	太田川	船舶
	旧太田川	船舶
	天満川	船舶
	元安川	船舶